

五管区水路通報・地域航行警報等の解説

令和3年3月30日

第五管区海上保安本部

第1項	五管区水路通報について
第2項	地域航行警報について
第3項	ラジオ放送について
第4項	管内の海上保安庁、自衛隊及び在日米軍による射撃・爆撃訓練及び救難訓練等について
第5項	管内の小型船舶、ヨット及びウィンドサーフィンの練習等について
第6項	定置漁具について
第7項	水路業務法に基づく各種申請・届出の案内と様式について
第8項	水路図誌（海図等）の購入について
第9項	問い合わせ先について

第1項 五管区水路通報について

第五管区海上保安本部では、大阪府・兵庫県（日本海側を除く）・和歌山県・徳島県・高知県の沿岸及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航のための各種情報を、「五管区水路通報」として取りまとめ、原則として毎週金曜日に発行しています。（日本語版のみ）



(1) 提供方法は、インターネットホームページ及びメールにて実施しています。

■五管区水路通報ホームページアドレス

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/index.html>

■メール配信

pdf形式のファイルで提供します。配信希望の方は、[こちら](#)までメールにてお申し込みください。お申し込みの際は、メールの件名に「五管区水路通報のメール配信希望」とご記入いただくと共に、本文に配信希望者名（企業等の場合は会社（組織）名及び担当者名）をご記入願います。

(2) 提供している情報として代表的なものは、以下のとおりです。

(イ) 海上における各種訓練及び演習

(ロ) 灯台、灯浮標等の航路標識の新設、現状変更、撤去及び障害の発生

- (ハ) 海上における各種工事、作業、行事、測量及び観測
- (ニ) 沈船、浅所、漂流物又は水中障害物の存在、不存在
- (ホ) 船舶の航行又は航泊の制限・禁止
- (ヘ) 魚礁、漁具、海底線又は海底管の存在、不存在
- (ト) 港湾施設又は航海の目標となる物標に関する情報

(3) 五管区水路通報では、下記の表現方法を用いています。

- (イ) 項数は、年間を通じ一貫番号を付与しています。
- (ロ) 方位は、真方位 (0° から時計回りに 360° (=0°)まで) を用い、16 方位 (「北北東」等) は概略の方位を示します。なお、明弧及び指導線の方位は海側からの値で示します。
- (ハ) 位置は、緯度経度で表します。測地系は、「世界測地系 (WGS-84)」を使用しています。
- (ニ) 時刻は、日本標準時を用い、24 時間制で 0000 から 2400 の数字 4 個で示します。
- (ホ) 関係する前通報又は削除する通報があれば、その項数を冒頭に記載します。
- (ヘ) 海上衝突予防法に規定する標識については、記載を省略しています。
- (ト) 通報記載の付図は、概略を示しています。

第2項 地域航行警報について

第五管区管本部では、海上保安本部の管轄区域及びそれらの付近を航行する船舶の安全のために、緊急に周知する必要のある情報を「五管区地域航行警報」として、海岸局からの無線電話 (VHF) 及びインターネットホームページにより、日本語及び必要に応じ英語でも提供しています。

地域航行警報で使用する経緯度の測地系は「世界測地系 (WGS-84)」です。また、時刻は日本標準時を用い、24 時間制で 0000 から 2400 の数字 4 個で示します。

無線電話 (VHF) について

緊急に周知する必要のある情報を「安全通信」として、また事案の消滅等の安全通信に該当しない情報を「各局あて同報」として、以下のとおり随時及び必要に応じ再送信時刻にも提供しています。

海岸局呼出名称	こうべほあん
電波の型式及び周波数	F3E ch16
再送信時刻	10 時 32 分 40 秒及び 16 時 32 分 40 秒

■地域航行警報ホームページアドレス

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/kanku/05kanku.html>

第3項 ラジオ放送について

射撃訓練等の船舶の安全のため特に重要なものは、NHK 大阪放送局、NHK 神戸放送局、NHK 徳島放送局及び NHK 高知放送局にラジオ放送を依頼しています。

第4項 管内の海上保安庁、自衛隊及び在日米軍による射撃・爆撃訓練及び救難訓練等について

足摺岬南方、紀伊水道南方、潮岬東方等において、自衛隊及び在日米軍が実施する射撃・爆撃訓練や救難訓練がほぼ通年実施されています。

また、上記以外にも海上保安庁及び自衛隊の射撃訓練等が随時実施されており、その都度、五管区水路通報で情報提供しています。

■管内自衛隊・海上保安庁等訓練区域ホームページアドレス

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/kunren/index.html>

第5項 管内の小型船舶、ヨット及びウィンドサーフィンの練習等について

阪南港、阪神港、姫路港付近及び高知港において、小型船舶、ヨット及びウィンドサーフィンの練習等が定期的実施されており、その区域を下記ホームページに掲載しています。

また、上記以外に実施されているものについては、その都度、五管区水路通報で情報提供しています。

■管内小型船舶・ヨット等練習区域ホームページアドレス

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/kogata/kogata.html>

第6項 定置漁具について

和歌山、大阪、兵庫（瀬戸内海）、徳島、高知各府県の沿岸部には、海苔網、いけす、養殖筏、定置網など多数の漁具が設置されており、昼夜を問わず船舶・水上バイクの絡網や乗り上げ等の海難が頻発しているため、厳重な注意を払って航行してください。

漁具法による定置漁具の概略位置は、海洋状況表示システム（愛称：海しる）に掲載しています。

また、海洋状況表示システムに掲載していないもので、船舶の航行に支障をきたすおそれがあるものについては、その都度、五管区水路通報で情報提供しています。

第7項 水路業務法に基づく各種申請・届出の案内と様式について

海図記載内容に変化が生じる海上工事を実施する場合や海図・水路誌等の記載事項と著しく異なる事象（海図未記載の浅所等）等を発見した場合には、第五管区海上保安本部海洋情報部又は最寄りの海上保安部署までご連絡をお願いします。

■水路業務法に基づく各種申請・届出ホームページアドレス

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/gyomuhou/kyokasinsei.html>

第8項 水路図誌（海図等）の購入について

海図、水路誌等の水路図誌は日本水路協会海図ネットショップや水路図誌販売所等で購入できます。下記ホームページアドレスまたは水路図誌目録（書誌第900号）の巻末をご参照下さい。

■日本水路協会（海図の購入方法）ホームページアドレス

<https://www.jha.or.jp/jp/jha/purchase/>

第9項 問い合わせ先について

第五管区海上保安本部 海洋情報部監理課情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第二地方合同庁舎7階

TEL 078-391-6651(内線 2515、2516) FAX 078-391-6307
